

(例規 7 1)

陸幕装計第 5 7 5 号

2 6 . 1 2 . 2 2

陸上総隊司令官
各 方 面 総 監
各 部 隊 長
各 機 関 の 長
殿

陸 上 幕 僚 長

不用決定した物品のうち中古品としての需要が見込める物品の売払要領について
(通達)

標記について、別紙のとおり実施されたい。

添付書類：別紙

不用決定した物品のうち中古品としての需要が見込める物品の売払要領

1 趣 旨

不用決定した物品のうち、中古品としての需要が見込める物品を適切な要領で売り払うことにより、国の歳入の増加に貢献できる場合があることに鑑み、当該物品の売払いに必要な要領を定める。

2 中古品としての需要が見込める物品 当該各号に掲げる物品とする。

- (1) フォークリフト
- (2) 施設器材のうち、バケットローダ、グレーダ、トラッククレーン、小型ドーザ（小型ショベルドーザを含む。以下同じ。）、中型ドーザ、大型ドーザ、油圧ショベル、ロードローラ及びタイヤローラ
- (3) 民間ナンバー車のうち、業務車（警務用車両を除く。以下同じ。）及び人員輸送車
- (4) 航空機用部品のうち、T 5 3－K－1 3 B（U H－1 H用エンジン）

3 売払要領

前項に掲げる物品は、陸幕4第275号（44. 10. 1）「不用決定した物品（供与品を除く。）の売払いについて（通達）」（例規71）（以下「不用決定した物品の売払い通達」という。）にかかわらず、次の要領で売り払うものとする。ただし、中古品としての売払いができなかった場合は、当該物品を不用決定した物品の売払い通達に基づき売り払うものとする。

(1) 共 通

ア 全 般

- (ア) 分任物品管理官は、物品の不用決定後、売払いに当たっての事前措置として、防衛省所管物品管理取扱規則（平成18年防衛庁訓令第115号）第31条の規定により陸上自衛隊の使用する標識、銘板、部隊標示及びこれらに類似したものは全て抹消又は除去する。
- (イ) 分任物品管理官は、物品の売払請求に当たっては、原則として不用決定の都度、必要な書類を添付して、契約担当官（分任契約担当官を含む。以下同じ。）に対し、当該物品の売払請求を行う。ただし、複数の物品を包括すればより高額での売払いが期待できる場合は、複数個を取りまとめることができる。この際、分任物品管理官は、不用決定された物品について、隊務に支

障のない範囲において、速やかに不用決定に伴う措置及び売払請求を行い、売払いの価値を下げないよう留意する。

(ウ) 契約担当官は、物品の売払契約を行うとともに、分任物品管理官に契約済みを確認する。また、買受人からの払込みを確認後、払込領収書の写しをもって払込済みを確認する。

(エ) 分任物品管理官は、契約担当官からの払込済みの通知に基づき、買受人に現物を引き渡すとともに、買受人から受領書を受領して、管理簿を整理する。

イ 売払契約の基本的な要領

(ア) 予定価格算定要領

a 計算価格は、市場価格方式により計算する。

b 計算価格の計算に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

(a) 物品の引渡しに際して発生する輸送費、保管費等並びに物品の所有権移転及び使用に伴う手続に要する費用は、買受人の負担とする。

(b) 計算の要素となる数値について適当と認められる標準資料のない場合は、入札説明会に参加した者から見積資料の提出を求め、計算価格を計算することができる。

(c) 中古品としての需要がない場合は、陸幕会第193号(50.12.4)「売払車両の予定価格算定要領について(通達)」(例規16)を準用することができる。

(イ) 公告記載事項

公告には、次に掲げる事項を含ませる。

a 売払物品の製造メーカー、商品名、型番、取得年、使用履歴、事故歴(なし、修復済み又は未修理)、売払物品を使用する際に支障がある機能上の欠落等

b 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とすること。

c 売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において処理すること。

d 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わないこと。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵(かし)等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないこと。

e 売払物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。

(ウ) 入札説明会

入札希望者に対して売払物品を下見する機会を付与するため、入札説明会を実施する。この際、入札説明会参加者から試運転の希望があった場合は、業務に負担のない範囲で対応する。

(エ) 入札実施要領

- a 売払いに付す物品が複数ある場合は、原則として1品ごと売り払う。ただし、複数の物品を包括すればより高額での売払いが期待できる場合は、適切なグループに分割する等、着意する。
- b 再度公告入札に付しても落札者がなく、更に随意契約によっても買受人がない場合は、分任物品管理官と協議の上、不用決定した物品の売払い通達に基づき売り払う。

(オ) 契約書の作成

- a 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2の規定にかかわらず、必ず契約書を作成する。
- b 複数の物品を取りまとめて契約書を作成する場合は、1品ごとの売買価格を契約金額の内訳として付す。
- c 付紙第1「中古品の売払いに関する特約条項」に準じた売払いに関する特約条項を定める。

ウ 売払駐屯地の指定

各駐屯地ごとに売払いを行う。ただし、各方面総監は、当該駐屯地で中古品としての売払いが見込めない場合は、売払いを担当する駐屯地を別に指定することができる。

(2) フォークリフト及び施設器材

前号によるほか、次の要領で売り払う。

ア 分任物品管理官の実施要領

(ア) 事前措置（施設器材に限る。）

- a 番号標は、自衛隊の使用する自動車の番号、標識及び保安検査に関する達（陸上自衛隊達第95-3号）第7条第3項の規定により担当補給処長に返納する。
- b 管制用灯火類及び灯火類コントロールスイッチは器材本体から取り外し、復元できないように破壊するとともに、ライフルホルダーは器材本体から取り外し、切断又は溶断する。
- c 付加材を装着した物品は、陸幕施第271号（25.12.27）「不用決定した施設器材の売払いにおける細部措置要領について（通達）」を準用して、付加材を取り外すとともに、所要の処置を実施する。

(イ) 売払請求書の添付書類

- a 売払物品の使用履歴等（製造メーカー、商品名、型番、取得年及び累計使用時間）、事故歴（なし、修復済み又は未修復）及び機能上の欠陥がある場合は故障状況
- b 付属品表等

イ 売払いの細部手続

付紙第2「売払いに当たっての細部手続（フォークリフト及び施設器材）」

(3) 民間ナンバー車 第1号によるほか、次の要領で売り払う。

ア 分任物品管理官の実施要領

(ア) 事前措置

- a 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「道路運送車両法」という。）第31条に規定する車台番号又は原動機の型式の識別が困難な状態にならないよう留意する。
- b 行政手続等
 - (a) 道路運送車両法第16条の規定により所轄陸運支局等において一時抹消登録の申請を実施する。この際、道路運送車両法第20条及び第69条の規定により自動車登録番号標及び自動車検査証を返納する。
 - (b) 陸幕4第266号（45. 10. 28）「自動車損害賠償責任保険の加入等について（通達）」（例規71）に基づき、速やかに補給統制本部長に対し、自賠責保険証明書（正）及び登録識別情報等通知書（一時抹消登録証明書）（写）を送付する。

(イ) 売払請求書の添付書類

- a 初度登録年月、車台番号、車名、型式、原動機の型式、走行距離、車検有効期間満了日、事故歴（なし、修復済み又は未修復）及び機能上の欠陥がある場合は故障状況
- b 付属品表等

(ウ) 契約後における買受人への引渡書類

現物と併せて、次に掲げるものを引き渡す。

- a 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第74条第1項に規定する預託証明書（以下「リサイクル券」という。）
- b 道路運送車両法第18条の3第2項に規定する登録識別情報等通知書（一時抹消登録証明書）
- c 道路運送車両法第33条に規定する譲渡証明書。ただし、中古品として売り払うことができなかった場合は、リサイクル券のみを引き渡す。

イ 契約担当官の実施要領

(ア) 予定価格算定要領

次に掲げる事項を考慮する。

- a リサイクル料金（リサイクル券の取得のため要する料金） b
車検残存期間に相当する自動車重量税額

(イ) 公告記載事項

- a 登録識別情報等通知書（一時抹消登録証明書）の記載事項及び車検有効期間満了日
- b リサイクル料金の預託状況
- c リサイクル券は、車両と同時に引き渡すため、入札価格にリサイクル料金を加算

ウ 売払いの細部要領

付紙第3「売払いに当たっての細部手続（民間ナンバー車）」

(3) 航空機用部品

第1号によるほか、次の要領で売り払う。

ア 分任物品管理官の実施要領

売払請求書の添付書類として、次に掲げるものを添付する。

(a) 予定価格算定資料

予定価格算定資料を作成するため、部外の鑑定を利用することができる。

- (b) 売払物品の使用履歴簿（部分品の履歴簿を含む。）及び機能上の欠陥がある場合は故障状況

イ 売払いの細部要領

付紙第4「売払いに当たっての細部手続（航空機用部品）」

4 その他

中古品としての需要が見込める物品については、陸上自衛隊における物品の保有状況等を踏まえ、必要により追加又は削除する。

中古品の売払いに関する特約条項

甲（契約担当官）及び乙（買受人）は、中古品の売払いに関して次の特約条項を定める。

（物品の引渡し）

第1条 乙は次に定める期限内に契約代金を完納するとともに、乙の責任と費用負担により契約物品を引き取るものとする。

(1) 契約代金の納入期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日

(2) 物品の引取期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日

2 ■ 乙が契約代金を納入し、契約物品を引き受けたときをもって、甲から乙へ所有権が移転するものとする。

3 乙は、契約物品の引受けに際して事故のないように留意するとともに、事故が発生した場合は乙の責任において処理するものとする。

（担保責任の免除）

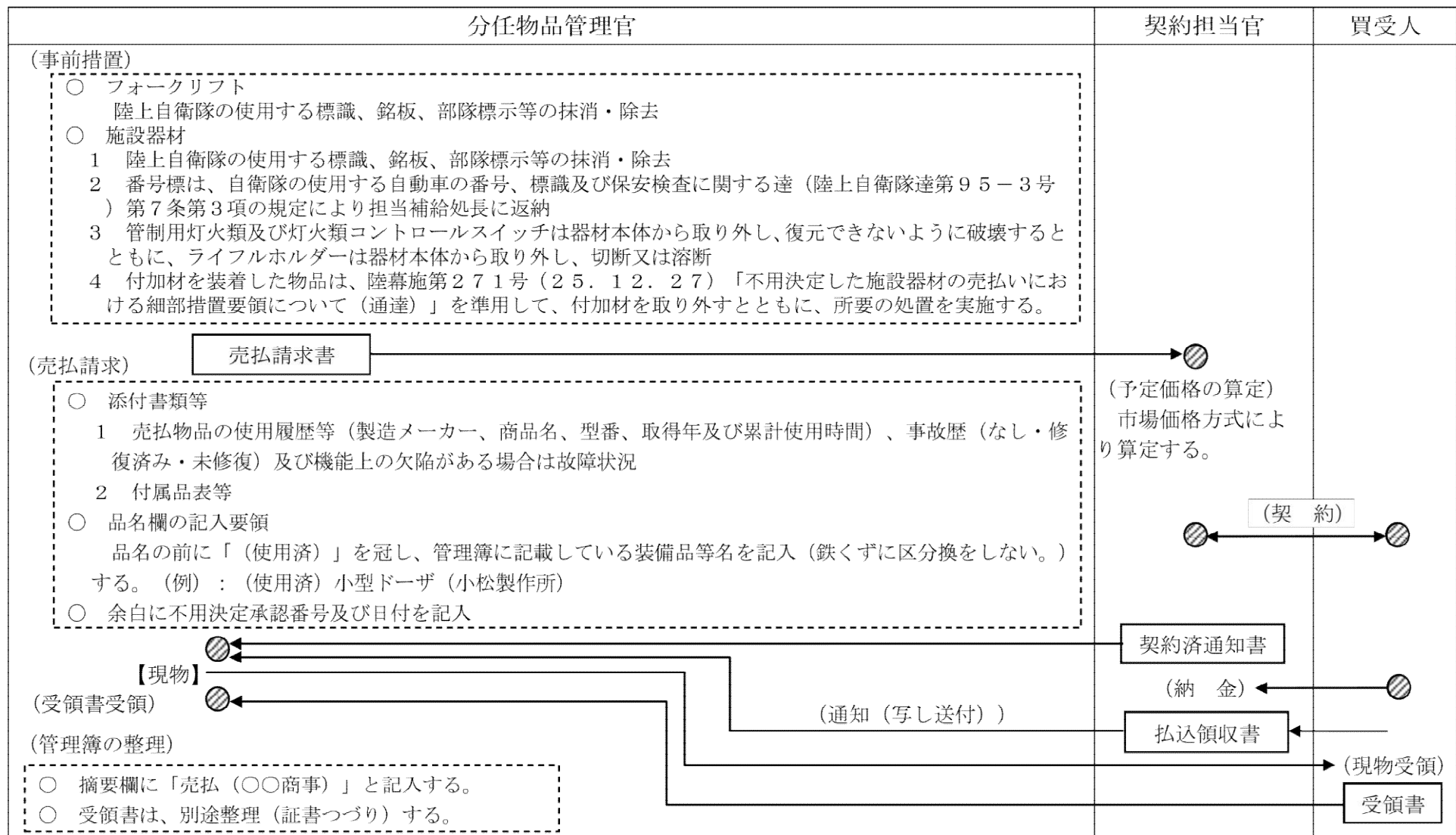
第2条 契約物品は現状渡しであり、所有権移転後の使用等に関し甲は一切の責任を負わないものとする。

2 乙は、契約物品に不具合、隠れたる瑕疵等を発見しても、甲に対して契約代金の減免、損害賠償の請求、又は契約の解除をすることができない。

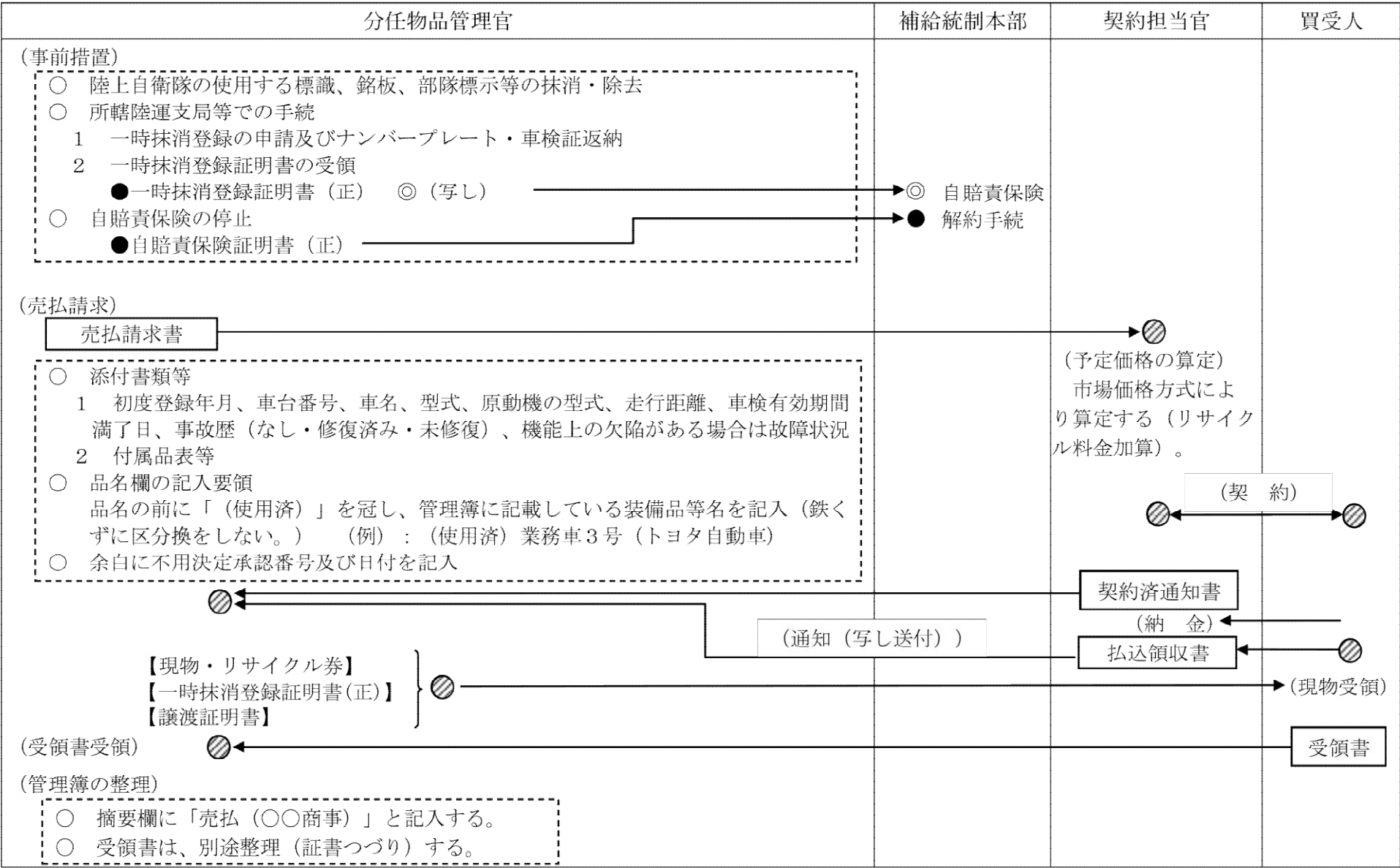
（法令等に定められた手続）

第3条 契約物品の所有権移転、使用等に関して、法令等により定められた手続がある場合は、乙の責任と費用負担において実施しなければならない。

売払いに当たっての細部手続（フォークリフト及び施設器材）



売払いに当たっての細部手続（民間ナンバー車）



付紙第4 売払いに当たっての細部手続（航空機用部品）

